

② 市民との協働体制の充実

地域に密着したまちづくりの取組に対し、市民の主体的な参画が期待されています。

道路、公園、河川といった都市施設の清掃などの日常的な維持管理に対し、市民自らが興味を持ち、主体的な取組につながるよう、適正な役割分担のもとに話し合い、互いに協力し合える協働のまちづくりに取り組めます。

(2) 効率・効果的なまちづくりの推進

① 庁内推進体制の充実

都市計画に関わる施策については、防災、産業、観光、教育、文化、環境、福祉等の様々な分野があり、適切な実施に向け、幅広い部門との連携が行えるよう、策定に対し、関係各課とのワーキングを取り入れるなど、庁内連携体制の強化に取り組んでいます。

また、「まちの将来像」及び5つの「都市づくりの目標」の実現にあたっては、施策・事業の着実な実施と効率的な事業展開が図れるよう、関係各課との連携を密に事業の積極的な取組を推進します。

② 関係機関との連携強化

国や県等の関係機関との連携強化を図ることで、補助金等の活用や広域的な都市づくりなど、効率・効果的な事業実施に取り組めます。

また、国・県などが実施する広域的な調整が必要な事業については、住民の意向を踏まえながら、円滑に事業が出来るよう協力・調整を行います。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理

① PDCAサイクルの推進

都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、長い年月をかけ、取組効果が出るものが大半であり、その間に社会経済情勢等が変化し、計画見直しが必要となるケースもあります。

このため、計画で位置づけた施策ごとに、実施の確認、環境変化への対応など、PDCAサイクルによるチェック体制のもと、適切な進行管理に取り組む必要があります。



図 PDCA サイクル

② 都市計画マスタープランの見直し

社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、目標年次(令和14年)以前であっても、岩出市長期総合計画との連動を原則に、目指すべきまちづくりの目標の実現に向けたプランの見直しを可能とします。

(4) 都市づくり施策の実施手法

① 都市計画制度の活用

本市では、都市計画制度によらない柔軟なまちづくりによって発展してきました。

今後も同様なまちづくりを目指しつつも、都市計画法に基づく規制・誘導などが必要な場合は柔軟な対応を検討するとともに、防災、産業、観光、教育、文化、環境、福祉等の他の分野における多様なまちづくり手法とも連携し、まちの将来像の実現を目指します。

② 健全な財政運営

少子高齢化による人口減少とともに、市税収入が減少し、社会保障経費の増大が見込まれるため、今後は、まちの将来像の実現に向けて、市民ニーズや緊急性等の諸条件をもとに優先度や効果を見極め、効率的に施策を実施できるよう努めます。

また、都市づくりの施策実施にあたっては、安定した財源を確保するため、国・県などの交付金や補助金の交付条件を見定め、必要に応じて個別の事業計画を策定するなどして、有効に活用できるよう進めます。

③ 関係法令等の運用

市の実情に応じた都市づくりを推進していくため、都市計画法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めます。

